第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」に改め、同号イ中「当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）」を「の内容に限る。）を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するもの」に改め、同号ロ中「又は当該新株予約権証券」を削り、同号ハ中「有価証券」を「株券等」に、「第二条の四の二」を「第一条の七の三第七号及び第二条の四の二第一号」に改め、同条第二号中「前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は」を「新株予約権証券及び新株予約権」に、「若しくは資産流動化法」を「又は資産流動化法」に、「（以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七及び第一条の八の二第二号において「新優先出資引受権等」という。）」を「が付されているもの（イにおいて「当該有価証券」という。）」を「が付されている有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの（同項第十九号に掲げる有価証券を除く。以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七第二号ロ、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の四第三号ロ、第二条の四の二第二号ロ、第二条の六の二第二号ロ及び第二条の十二の三第五号において「新株予約権証券等」という。）」に改め、同号イ中「新株予約権」を「新株予約券証券等に表示された権利」に改め、「又は当該新優先出資引受権等の行使により」を削り、「若しくは」を「又は」に、「当該有価証券及び当該株券」を「当該株券及び新株予約権証券」に改め、同号ロ中「有価証券」を「新株予約権証券等」に、「ものである」を「要件に該当する」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　当該新株予約権証券等（新株予約権証券を除く。以下ロ及びハにおいて同じ。）の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ハ　当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

第一条の四第三号ロを同号ハとし、同号イ中「ものとして内閣府令で定める他の有価証券」を「有価証券として内閣府令で定めるもの」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　当該有価証券の発行者が、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

第一条の五の二の見出し中「特定投資家等」を「取得勧誘において特定投資家等」に改め、同条第一項第一号中「金融商品取引業者を」を「金融商品取引業者等を」に改め、同条第二項第一号中「株券又は外国出資証券」を「株券等」に改め、同号イ中「当該有価証券」を「当該株券等」に改め、同号ロ中「有価証券」を「株券等」に改め、同項第二号中「新株予約権又は新優先出資引受権等が付されている有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。）」を「新株予約権証券等」に改め、同号イ中「有価証券及び当該新株予約権」を「新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

第一条の六及び第一条の七を次のように改める。

（取得勧誘が少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第一条の六　法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める要件は、当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際にその取得勧誘が同号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得勧誘が有価証券の募集に該当し、かつ、当該有価証券の募集に関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。）が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方（当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行つた相手方（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行つた相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となることとする。

（取得勧誘において少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七　法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

一　当該取得勧誘が特定投資家（法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）のみを相手方とし、かつ、五十名以上の者（当該者が適格機関投資家であつて、当該取得勧誘に係る有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該者を除く。）を相手方として行う場合でないこと。

二　次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ　株券等　次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1)　当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容（株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却についての内容に限る。）を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(2)　当該株券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

ロ　新株予約権証券等　次に掲げるすべての要件に該当すること。

(1)　当該新株予約権証券等に表示された権利の行使により取得され、引き受けられ、又は転換されることとなる株券の発行者並びに当該株券及び新株予約権証券がそれぞれイ(1)及び(2)に掲げる要件に該当すること。

(2)　当該新株予約権証券等（新株予約権証券を除く。以下ロにおいて同じ。）の発行者が、当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものであつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(3)　当該新株予約権証券等と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。